

(限度額適用認定証:表)

後期高齢者医療限度額適用認定証 有効期限 7年 7月 3日 交付年月日 6年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 險 者	住 所 金沢市幸町12番1号
	氏 名 広域 太郎 男
	生年月日 昭和 5年11月 1日
発効期日	令和 年 8月 1日
適用区分	一定I
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3 9 1 7 2 0 1 0</div> 石川県後期高齢者医療広域連
マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。	

(限度額適用認定証:裏)

注意事項

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(石川県後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町に提出してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

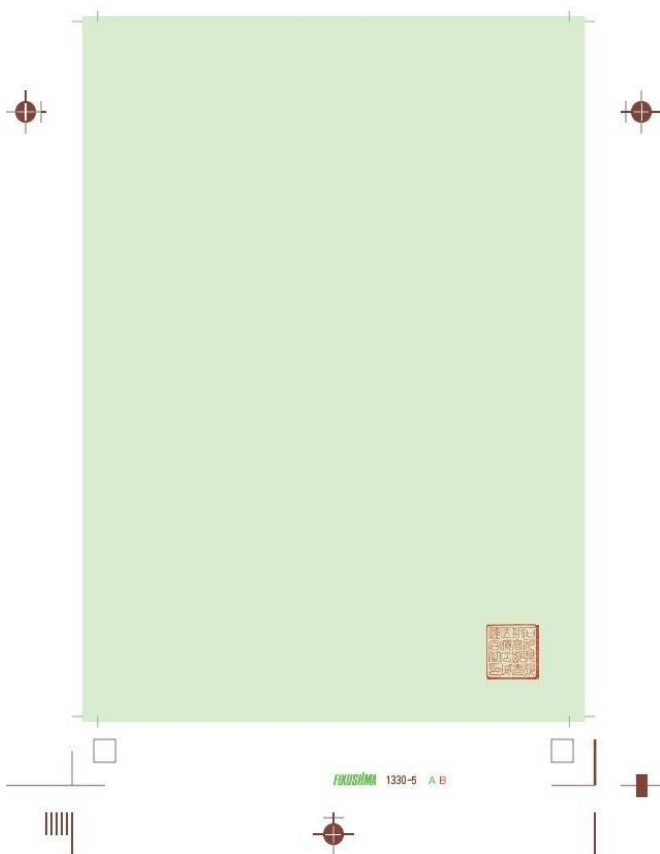
備考

(一括発行用:表)



(一括発行用:裏)

○この認定証は、住民税課税所得が145万円以上～690万円未満の方に交付されます。
あなたが、所得更正等により課税所得が変わった場合、適用区分が変わる可能性がありますので、市役所・町役場窓口でご相談ください。

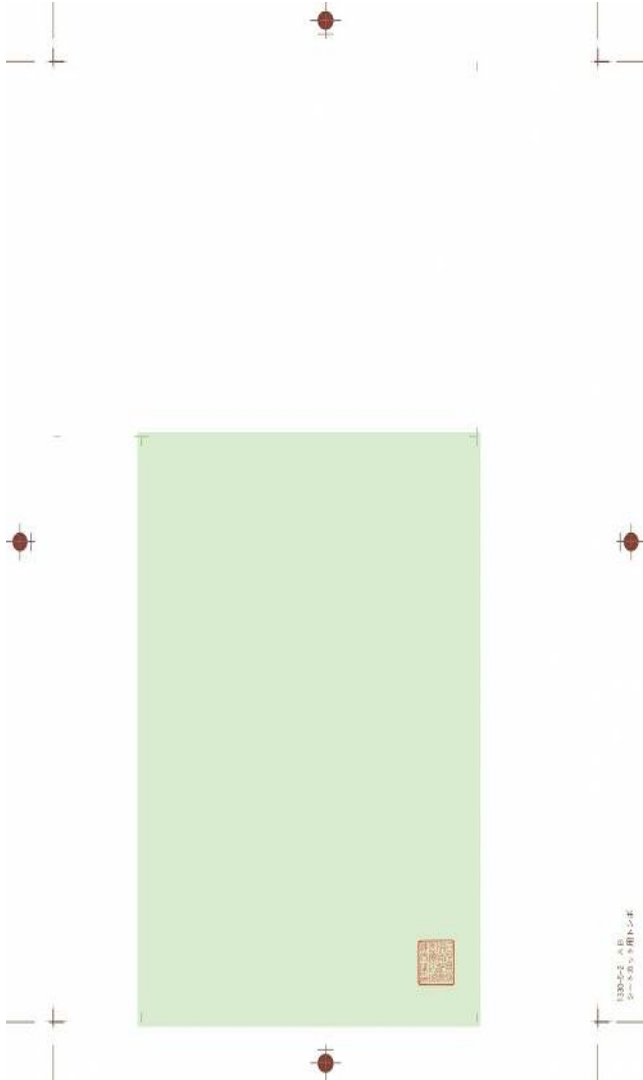


注意事項

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(石川県後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町に提出してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

備考

(窓口発行用:表)



(窓口発行用:裏)

注意事項

1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(石川県後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町に提出してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

備考